

改正後		改正前	
宮城県 (略)	郡名 (略)	宮城県 (略)	郡名 (略)
埼玉県 (略)	柴田郡 (略)	埼玉県 (略)	柴田郡 (略)
埼玉県 (略)	児玉郡 (略)	埼玉県 (略)	児玉郡 (略)
埼玉県 (略)	美里町 神川町 (略)	埼玉県 (略)	神川町 (略)
埼玉県 (略)	福井市 敦賀市 小浜市 大野市 勝山市 (略)	埼玉県 (略)	福井市 敦賀市 小浜市 大野市 勝山市 (略)
埼玉県 (略)	あわら市 坂井市 (略)	埼玉県 (略)	坂井市 (略)
長野県 (略)	信濃町 小川村 飯綱町 (略)	長野県 (略)	信濃町 小川村 (略)
長野県 (略)	上水内郡 (略)	長野県 (略)	上水内郡 (略)
愛知県 (略)	岡崎市 瀬戸市 豊田市 西尾市 新城市 (略)	愛知県 (略)	岡崎市 豊田市 西尾市 新城市 (略)
愛知県 (略)	姫路市 洲本市 相生市 豊岡市 西脇市 (略)	愛知県 (略)	姫路市 洲本市 相生市 豊岡市 西脇市 (略)
兵庫県 (略)	三木市 三田市 丹波篠山市 養父市 丹波市 南あわじ市 朝来市 淡路市 宍粟市 (略)	兵庫県 (略)	三木市 三田市 篠山市 養父市 丹波市 南あわじ市 朝来市 淡路市 宍粟市 (略)
兵庫県 (略)	加東市 たつの市 (略)	兵庫県 (略)	加東市 (略)

○厚生労働省令第三十九号
 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第七十号）の一部を次の表のように改正する。
 令和元年八月三十日
 厚生労働大臣 根本 匠
 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
 （傍線部分は改正部分）

この省令は、令和元年十月一日から施行する。

附 則

(略)	福岡県 (略)
(略) (略)	糟屋郡 (略) (略)
(略) (略)	北九州市 福岡市 大牟田市 飯塚市 田川市 八女市 豊前市 筑紫野市 宗像市 うきは市 宮若市 嘉麻市 朝倉市 みやま市 糸島市 那珂川市 篠栗町 新宮町
(略)	福岡県 (略)
(略) (略)	筑紫郡 糟屋郡 (略) (略)
(略) (略)	北九州市 福岡市 大牟田市 飯塚市 田川市 八女市 豊前市 筑紫野市 宗像市 うきは市 宮若市 嘉麻市 朝倉市 みやま市 糸島市 那珂川町 篠栗町 新宮町